

令和 2 年 5 月 29 日開会

令和 2 年 5 月

市議会臨時会(第 3 回)議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 39 号	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	1
議案第 40 号	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正	3
議案第 41 号	令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 42 号	令和 2 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 43 号	令和 2 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 44 号	令和 2 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 39 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和54年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の1項を加える。

(防疫等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例)

3 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務に従事した職員には、市長の定めるところにより、当該業務に従事した日1日につき3,000円を、防疫等業務従事手当として支給する。この場合においては、第3条及び別表の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(防疫等業務従事手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正後の条例附則第3項に規定する業務に従事した職員に対し、この条例による改正前の寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第3条及び別表の規定に基づいて支給された防疫等業務従事手当は、改正後の条例附則第3項の規定による防疫等業務従事手当の内払とみなす。

議案第 40 号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 介護保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部を改正
する条例

(寝屋川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 寝屋川市国民健康保険条例（昭和34年寝屋川市条例第12号）の一部を
次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(保険料の減免の特例)

33 市長は、新型コロナウイルス感染症（第11条の2第1項に規定する新型コ
ロナウイルス感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維
持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これ
に類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保
険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつ
ては特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第
135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日が、令和2
年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、
規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、
当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第30条
第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。

(寝屋川市介護保険条例の一部改正)

第2条 寝屋川市介護保険条例（平成12年寝屋川市条例第17号）の一部を次の
ように改正する。

附則に次の1条を加える。

(保険料の減免の特例)

第11条 市長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別
措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロ
ナウイルス感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持
者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これ

に類する事実がある者に対し、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあっては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあっては特別徴収対象年金給付（法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例附則第33項の規定及び第2条の規定による改正後の寝屋川市介護保険条例附則第11条の規定は、令和2年2月1日から適用する。